



中国における意匠特許権行使の問題点

Q 当社は中国で意匠特許権をもっています。ところが最近、中国の展示会に当社の意匠をそっくり模倣した製品が A 社から出展され、カタログにも写真が掲載されました。中国では大量の意匠特許権が登録されているものの権利行使は難しいと聞いています。A 社の行為を止めさせることができるでしょうか。

A 中国における意匠特許の重要性が指摘されています。近年中国では日本の7倍にもあたる大量の意匠特許出願がなされています。しかし、その保護は必ずしも充分ではなく、権利行使には法律上、事実上種々の支障がありました。

しかし、2009年10月から施行される第三次改正特許法では、意匠に関して多くの条項が改正され、意匠特許権行使の法的環境がかなり整備されてきました。

1. 意匠大国となった中国

中国で意匠は、発明、実用新案とともに特許権（中文では「専利権」）付与の対象となっています。意匠特許の出願や登録は近年著しく増加しており、1991年に約5,000件であった年間意匠特許出願は93年には1万件を超え、96年には2万件を、97年には3万件、99年には4万件、2,000年には5万件、01年には6万件、03年には9万件、05年には16万件、06年には20万件を超え、07年は26万7,432件、08年は31万2,904件と飛躍的に増加しており、これは世界に類例のない驚くべき数字です。ちなみに日本における意匠出願は98年段階では3万9,352件と中国を上回っていたものの、07年には3万6,544件へとむしろ減少傾向にあり中国の7分の1以下です。07年の意匠登録件数も日本の2万8,289件は、中国の14万1,601件の5分の1です。

このように中国で意匠特許出願や登録が爆発的に増加した背景には、中国社会の大きな変化があります。中国は1949年の建国以来長い間にわたって社会主義計画経済のもとにあり、生産量も充分でなかったことも相俟って、デザインへの関心は薄いものでした。これに対して、90年代以降は市場経済の浸透とともに「売れる商品」を求めてデザインへの関心ないし執着は異常な程に高まっており、このような状況が上記の数字に現れているといえます。

また、意匠特許の登録要件が低いため、安易に意匠特許出願がなされる傾向もあり、本来図形商標として登録出願されるべきラベルに類するものまでが意匠特許出願されて

おり、法律上の不備や誤解が意匠特許出願の増加を助長している側面も否定できません。

2. 意匠特許権行使に立ちふさがる壁

このように中国で意匠特許を出願し、権利を取得するのは比較的容易です。しかし、意匠特許権を行使するには障害となる壁がありました。

まず、本件 A 社のように特許された意匠をそのまま模倣した製品を展示会へ出展したり、カタログに掲載するだけでは法律上意匠特許権の侵害とはならず、これに対する権利行使ができませんでした。特許法には特許権の侵害とされる行為類型が規定されています（第11条）。展示会への出展やカタログに特許製品を掲載することは「販売行為そのものではありませんが、「販売を申し出る行為」として発明と実用新案特許権の侵害に該当します。しかし、意匠特許権については「販売を申し出る行為」は特許権侵害行為には含まれていませんので、A社が実際に販売行為に踏み切らない限り、A社の行為を意匠特許権侵害として禁止することは現行特許法上はできないこととされています。発明、実用新案と意匠を区別して上記のような規定をおくことには合理的な理由が見当たりません。明らかに立法上の瑕疵というべきでしょう。

つぎに、A社が製品展示やカタログ掲載に止まらず製品の販売に踏み切った場合であっても、これを禁止するためには障壁がありました。意匠特許権者が模倣品の製造、販売行為の差止めを裁判所へ訴えたとしても、当該意匠特許権を無効とすべき理由があるとして A 社が無効審判を国家知識産権局へ請求したときには、無効審判の結論が確定するまでの間、侵害事件の審理が原則として中止されてしまうことになっていました。これは、最高人民法院の「特許紛争案件の審理に法律を適用する問題に関する若干の規定＝法釈（2001）第21号＝」第9条の規定にもとづく措置です。上記のような司法解釈がなされた理由は、中国で特許権の有効性は国家知識産権局のみが判断しうることであり、裁判所には判断権限がないこと、現行特許法（01年施

と新たな法的整備

中島敏法律特許事務所
弁護士 中島 敏

行の第2次改正法)が意匠特許については実質審査を経ることなく、初歩的審査のみによって権利化することを定めているために、意匠特許権の安定性が乏しいことでした。

このため、意匠特許権に対する侵害訴訟においては、しばしば無効審判請求がなされ、これにより審理が中止されるケースが多く、この中止期間は審判の結果が二審にわたる行政訴訟を経て特許権の有効性が確定するまで続きました。さらに特許権が有効であると確定しても、この時には意匠特許権の存続期間(出願の時から起算して10年)がすでに満了に近く、実際にこのことが原因となって差止判決に至らないという不合理な場合があります。

3. 権利行使のための新たな法整備

中国で意匠特許制度が脚光をあびながらも、その権利保護に不備があることは中国当局も認識しております。08年12月27日に第11期全人代常務委員会で成立した「第三次改正中国特許法」は前記第11条を改正し、意匠特許権に関しても権限のない第三者が「販売の申し出」を行うことを特許権侵害に該当すると規定しました。第三次改正法は09年10月1日から施行されますので、同日以降はA社が展示会に出展したり、カタログに商品の写真を掲載する行為は意匠特許権の侵害行為となり、意匠特許権者はこれに対して権利行使を行うことが可能となります。このような場合、仮処分(侵害行為の本訴提起前停止命令)制度の活用も考えられます。

つぎに第三次改正法は、意匠特許について「特許権評価報告」の制度を新しく導入しました(第61条第2項)。「特許権評価報告」は、特許された意匠について国家知識産権局が検索、分析、及び評価を行うもので、裁判所等が特許権侵害事件を審理するに当たって証拠として使用し、主に特許権に無効事由があるか否かについての判断に活用されます。特許権評価報告の詳細については「特許法実施条例」に規定される予定ですが、特許法実施条例は本稿の執筆時には未だ正式の制定に至っていません。しかし、国家知識産権局が国务院の審査に供するため送付した09年3月の草案(送審稿)によれば、特許権評価報告は特許権者又は利害関係人、すなわち特許権侵害紛争について裁判所へ提訴又は特許業務管理部門へ処理を請求する権利を有する者(特許独占実施許諾契約の被許諾者及び特許権者により提訴権を付与された普通実施許諾契約の被許諾者を含む)のみが請求することができ、A

社のように特許権侵害を疑われた第三者は請求権限がないものとされています。特許権評価報告は一件の権利について一通のみが作成され、再作成を請求することはできませんが、作成された特許権評価報告は何人も閲覧又は複写することができるとされています。

特許権評価報告は上記のように裁判所が特許権の有効性等を判断する証拠となるものですから、同報告に特許権が有効であることを示す評価が記載されている場合には、仮に無効審判が請求されたとしても裁判所は侵害訴訟の手続きを中止する必要はなく、審理を進めて特許権侵害を認定することができることとなります。特許権評価報告が導入されたことにより、実質的な保護に値する意匠特許権に関しては権利行使への障害が除かれたこととなります。

第三次特許法改正は、上記のほか意匠特許権の水準を高めるための幾つかの方策を講じています。その一つは、特許要件として絶対新規性の原則を定め、外国ですでに公然実施され、又はその他の方法で知られていた意匠について中国で意匠特許出願しても権利を付与しないこととしました。現行法は刊行物掲載による公知を除いて、中国国内での公然実施又はその他の方法により公衆に知られた意匠のみが特許権付与の対象から除外されているので、外国都市のショウインドに飾られていた商品の意匠をそのまま中国で出願しても意匠特許権が付与されてしまうという不合理がありました。これが是正されます。

また、意匠特許権付与の要件として「公知意匠又は公知意匠の特徴の組み合わせと比べて、明らかな区別を有しなければならない」(第23条第2項)との規定を新設し、意匠特許付与には創作性の要件を充たす必要があると修正しました。さらに、前記の商品ラベルに類する平面的な標識は意匠特許されないと規定しました(第25条第1項第6号)。これらは中国で「意匠特許の量は多いけれども、意匠レベルは低い」との批判があることに応えようとした規定です。

これらの改正により、意匠特許権行使の法的環境は整備されましたが、まだ完全なものではありません。意匠特許出願に対して未だ実質審査が採用されておらず、多くの特許要件は権利付与後の無効審判で初めて審理されること、権利の存続期間が10年間(第42条)であって短いこと(日本は20年間)、反不正競争法に商品形態を保護する規定を欠いていること等に関して、今後更なる是正が必要と考えられます。